



Yanagisawa Accounting Firm

# MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.28-5 2017.5.2

## 上川アダプトクリーンウォークに参加しました

4月9日(日)本年度1回目の「茅野市上川アダプトプログラム」が行われ、朝8時30分より社員17名が集合し、恒例となった地域貢献活動に参加致しました。

あいにく天気が悪く、雨が降る中でのクリーンウォークとなってしまいましたが、合羽を羽織りながら、あるいは傘を差しながらゴミ拾いをしましたが、晴れた日に行うものとは違った充実感がありました。

本年度は、あと7月と10月の2回、クリーンウォークが行われますので、続けて参加する予定です。



## 経営者塾 第1回開講



4月13日(木)税理士法人柳澤会計・研修室において、「経営者塾 全3回」第1回「経営者と社員の自分退職金づくり」を開講致しました。少子高齢化社会の中で、将来の年金不安に対する備えとして「選択制確定拠出年金」を利用した老後資金の準備についてお話をさせて頂きました。確定拠出年金を一言で表現するならば節税や社会保険料節減メリットを享受しながら、老後の生活資金専用の積立ができる福利厚生制度です。どなたでも加入できる制度となっておりますのでご活用ください。

経営者塾第2回「会社を伸ばす財務分析」は6月22日(木) 経営者塾第3回「資金繰りに苦労しない財務戦略」は9月14日(木)開講予定です。参加申し込みは随時受け付けておりますのでお気軽にお問合せ下さい。 詳細につきましては同封のチラシをご覧ください。

## サマータイム5月1日(月)開始

今年も当事務所では**サマータイム**・**ノー残業**・**クールビス**を実施します。

**サマータイム期間：5月1日(月)から9月29日(金)まで**

“**サマータイム**”は**8時始業**・**17時終業**とし、朝、頭が冴えた状態から業務に取り組みます。

また“**ノー残業**”により、効率良く時間内に業務を行えるよう取り組みます。そして“**クールビス**”ではノーネクタイなどの軽装にて、エアコンの使用を控えめに業務を行います。

ご理解とご協力、よろしくお願い致します。

# 所得拡大促進税制の税額控除をさらに拡大 ～平成29年度税制改正～

## 前期比2%以上の賃上げで前期比増加額部分の控除率が現行の2倍以上に

企業が支払う給与等が、一定割合以上増加した場合に、その増加額の10%を法人税額から控除する「所得拡大促進税制」について、現行制度に加え、平成29年度に高い賃上げを行った企業の税額控除をさらに拡大する改正が行われます。

### 【現行】

次の要件 ～ を全て満たした場合、平成24年度比増加額の10%が税額控除されます。

要件 給与等支給総額：平成24年度から3%以上増加（中小企業者等）

要件 給与等支給総額：前事業年度以上

要件 平均給与等支給額（給与等支給額÷雇用者の月別合計数）：前事業年度を上回る

|                                   |   |                    |
|-----------------------------------|---|--------------------|
| 税額控除限度額<br>(法人税額の20%[大法人は10%]を上限) | = | 平成24年度比増加額<br>×10% |
|-----------------------------------|---|--------------------|

### 【改正後】

平成29年度は、現行制度に加え、上記の要件 が「平均給与等支給額が前年比2%以上だった」場合、**前事業年度からの増加額の12%が上乘せされます。**（中小企業者）

大法人については改正内容がことなりますので、下記図を参照ください。

|                                   |   |                    |   |                       |
|-----------------------------------|---|--------------------|---|-----------------------|
| 税額控除限度額<br>(法人税額の20%[大法人は10%]を上限) | = | 平成24年度比増加額<br>×10% | + | (上乘せ部分)<br>前期比増加額×12% |
|-----------------------------------|---|--------------------|---|-----------------------|

改正は平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

|      | 改正前   | 改正後  |
|------|---|--|
| 大企業  | <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①給与等支給総額:平成24年度から一定割合以上増加</li> <li>②給与等支給総額:前事業年度以上</li> <li>③平均給与等支給額:前事業年度を上回る</li> </ul> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与等支給総額の24年度からの増加額の10%</li> </ul> <p>(要件①の増加要件割合)</p> | <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①・② 変更なし</li> <li>③平均給与等支給額:前年度比2%以上増の要件に変更</li> </ul> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乘せ →合計12%</li> </ul> |
| 中小企業 | <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～③同上</li> <li>※但し①の増加割合は以下の通り</li> </ul> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与等支給総額の24年度からの増加額の10%</li> </ul> <p>(要件①の増加要件割合)</p>   | <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～③変更なし</li> </ul> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乘せ →合計22%</li> </ul>     |

(山崎 泰史)

## Q 相続税はどんなときにかかるの？

人が亡くなると、その人が所有していた財産・債務を誰かが受け継ぎます。これを「相続」といいます。また、受け継いだ人は財産を取得しますが、その財産に対して課税されるのが「相続税」です。ただし、相続財産の評価額が「基礎控除」の範囲内であれば、相続税は課税されません。

相続税は何にかかるのか？

### (1) 相続税がかかるもの



金銭に見積もることができるものは、ほとんどが相続財産です。

### (2) 相続税がかからないもの

- ・墓地・仏壇・仏具等、祖先の祭祀を承継する人が引き継ぐ財産。
- ・生命保険金・死亡退職金の一部。
- ・国などに寄付した場合の寄付金額など。



## Q 相続税が課税されない金額はいくら？

相続によって、財産を相続した場合でも、相続した財産の評価額が「基礎控除」の範囲内であれば、相続税は課税されません。

### 1. 相続税の基礎控除額は、いくら？

**基礎控除 = 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の人数)**

(例示：法定相続人が3人の場合)

基礎控除 = 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の人数3人) = 4,800万円

上記の場合、財産を相続しても、4,800万円までは、相続税が課税されません。



### 2. 「法定相続人」とは誰のこと？

相続税の基礎控除の計算にも出てくる「法定相続人」には、配偶者、子供、父母、兄弟姉妹がなることができます。ただし、配偶者は、どんな場合でも相続人になりますが、配偶者以外で相続人になれる人には順位があります。その順序は、子供 父母 兄弟姉妹 です。

亡くなった方(被相続人)に配偶者と子供がいる場合

相続人 配偶者 + 子供 (このときに、父母・兄弟姉妹がいても相続人になれません。)

亡くなった方(被相続人)に子供がおらず、配偶者と父母がいる場合

相続人 配偶者 + 父母 (このときに、兄弟姉妹がいても相続人になれません。)

亡くなった方(被相続人)に子供・父母がおらず、配偶者と兄弟姉妹がいる場合

相続人 配偶者 + 兄弟姉妹

## 仮想通貨

仮想通貨法が平成 29 年 4 月 1 日に施行されました。

仮想通貨とは、インターネットを通じて不特定多数の間で物品やサービスの対価に使用でき、中央銀行などの公的な発行主体や管理者が存在せず専門の取引所を介して円やドル・ユーロ・人民元などの通貨と交換できるものです。ビットコインなどが有名です。



### 仮想通貨法による規制

仮想通貨法により、仮想通貨事業者に対する規制が行われます。仮想通貨を扱う事業者は国への登録が必要になり、登録後もチェックを受けることになります。資金力のない仮想通貨事業者が淘汰されることで、仮想通貨の信頼性は増すことになります。

### 仮想通貨の定義

仮想通貨自体は法定通貨ではありませんが、支払手段の一つとして定義されます。また税法上は改正がない限り資産として扱われます。



### 消費税の取扱い

現在、仮想通貨の取引は税法上は「課税資産の譲渡等」として扱われています。国内取引所で購入する際は 8%の消費税がかかります。（プリペイドカードなどには消費税はかかりません）

ただし平成 29 年 7 月 1 日以後国内取引所で購入する際、消費税は非課税となります。

### 今後の見通し

法的な扱いが明確になることで利用者も保護されるようになり、また消費税も課されなくなります。従来よりも購入や利用、取引の利便性や安心感が高まることが想定されます。

（北原隆幸）

## 職員コラム ～ 思い出と季節感 ～

森 達彦

年末になると、「もう今年も終わりか」と言ってしまいます。月末になると、「もう月も終わりか」あるいは、「もう今年も 月終わった」と言ってしまいます。この台詞を言うってしまうと、自分が時間を無駄にしてしまったとか、思い出も作らずに時間を過ごしてしまったように感じてしまいます。人間は年をとるにつれて体感時間が短くなるという話を聞いたことがあります。体感時間が短くなっても実際の時間は今も昔も同じだけ経過しているはず。そう考えると、強い思い出がないことが上記の様に言う理由なのかもしれません。



どうやって強い思い出を作ろうかと考えた時に、季節を感じる、季節に応じたイベントを楽しめば良いのではないかと結論に至りました。例えば、春でいえば花見などでしょうか。今年はず静岡に行った時に、諏訪よりも一足先に花見を楽しむことができました。更に、松本に行った際には松本城の夜桜を楽しむことができました。そして最近運動公園前が満開で、夜もライトアップされているので通勤時などに花見ができています。今年はいくらも花見ができたので、回数的に例年の春よりも春らしさを感じる事ができ、良い思い出になっているような気がします。

そうして季節ごとに色々な思い出を作ってからどこかで一年を振り返ると「今年の春はこんなことをした」「そういえばこんなことができてよかった」といった感想が出てくるかもしれません。季節とイベントを関連させておくことで、数年後や数十年後になっても忘れられないほどの思い出になるということもきっとあるはず。季節感以外にも印象を強めるテクニックは色々あるのではないかと思います。こういった方法で思い出を積み重ねていくことで、豊かな人生を歩んでいきたいと思いました。